

名家連ニュース

令和元年7月26日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 633号

❖ 厚労省発表の障害者雇用実態調査結果の概要 ❖

精神障害者及び発達障害者の雇用状況

雇用状況は、産業別、事業所規模別の回収結果をもとに復元をした推計値を利用して分析を行った。

(1) 精神障害者及び発達障害者の程度別の雇用状況

◎ 精神障害者

- ・ 従業員規模5人以上の事業所に雇用されている精神障害者は20万人。(身体障害者は42万3,000人、知的障害者は18万9,000人)。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳により精神障害者であることを確認している者が91.5%、医師の診断等により確認している者が8.3%となっている。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の等級をみると、2級が46.9%で最も多くなっている。また、最も多い疾病は「統合失調症」で31.2%となっている。



◎ 発達障害者

- ・ 従業員規模5人以上の事業所に雇用されている発達障害者は3万9,000人。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳により発達障害者であることを確認している者が68.9%、精神科医の診断により確認している者が4.1%となっている。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の等級をみると、3級が48.7%で最も多くなっている。また、最も多い疾病は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」で76.0%となっている。

(2) 雇用形態



雇用形態をみると、精神障害者は25.5%、発達障害者は22.7%が正社員となっている。(身体障害者は52.5%、知的障害者は19.8%)。

(3) 労働時間(週所定労働時間)

イ 通常(週30時間以上)

精神障害者は47.2%、発達障害者は59.8%(身体障害者は79.8%、知的障害者は65.5%)。

ロ 週20時間以上30時間未満

精神障害者は39.7%、発達障害者は35.1%(身体障害者は16.4%、知的障害者は31.4%)。

ハ 週20時間未満

精神障害者は13.0%、発達障害者は5.1%（身体障害者は3.4%、知的障害者は3.0%）。

（4）職業

職業別にみると、精神障害者はサービスの職業が30.6%と最も多く、発達障害者は販売の職業が39.1%と最も多い。（身体障害者は事務的の職業が32.7%、知的障害者は生産工程の職業が37.8%と最も多い）。



（5）賃金

平成30年5月の平均賃金は、精神障害者が12万5千円、発達障害者が12万7千円（身体障害者は21万5千円、知的障害者は11万7千円）。

（6）勤続年数

平均勤続年数は、精神障害者が3年2ヶ月、発達障害者が3年4ヶ月（身体障害者は10年2ヶ月、知的障害者は7年5ヶ月）。

障害者雇用にあたっての課題・配慮事項

障害者を雇用する際の課題としては、「会社内に適当な仕事があるか」が最も多くなっている。（身体障害者では71.3%、知的障害者では74.4%、精神障害者では70.2%、発達障害者では75.3%）。また、雇用している障害者への配慮事項としては、身体障害者については、「通院・服薬管理等雇用管理上の配慮」が最も多くなっており（51.9%）、知的障害者、精神障害者及び発達障害者については、「短時間勤務等勤務時間の配慮」が最も多くなっている。（知的障害者では57.6%、精神障害者では70.8%、発達障害者では76.8%）。

関係機関に期待する取組み

障害者を雇用する上で関係機関に期待する取組みとしては、身体障害者については、「障害者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」が最も多くなっており（56.0%）、知的障害者、精神障害者及び発達障害者については、「具体的な労働条件、職務内容、環境整備などが相談できる窓口の設置」が最も多くなっている。（知的障害者では46.7%、精神障害者では46.6%、発達障害者では48.6%）。



障害者雇用を促進するために必要な施策



障害者雇用を促進するために必要な施策としては、身体障害者については、「雇入れの際の助成制度の充実」が最も多くなっており（58.3%）、知的障害者、精神障害者及び発達障害者については、「外部の支援機関の助言・援助などの支援」が最も多くなっている。（知的障害者では62.3%、精神障害者では64.2%、発達障害者では65.8%）。